

指定居宅介護支援事業所による介護予防支援について

○要支援者のプランは、介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」と、総合事業のみの「介護予防ケアマネジメント」がありますが、指定介護予防支援事業所として行うことができる業務は「介護予防支援」のみです。

○指定介護予防支援事業所として指定を受けた場合、正当な理由なく要支援者の受け入れを拒否できなくなり（提供拒否の禁止）。ここでいう正当な理由とは、①利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、②利用申込者が他の指定居宅介護支援事業者にも併せて指定居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合等です。

○介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書の提出留意点

居宅介護支援事業所が指定介護予防支援の提供を行う際には、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（以下、予防届）の提出が必要です。

この取扱いに関しては、居宅介護支援事業所による介護予防支援から介護予防ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントから居宅介護支援事業所による介護予防支援に切り替わる都度提出が必要となることにご留意ください。

例：サービス利用者について、4月から通所型サービスと介護予防福祉用具貸与を利用しており、A 指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所（委託ではない）として担当していたが、5月は介護予防福祉用具貸与の利用をキャンセルし、6月に再び介護予防福祉用具貸与を利用した場合

	4月	5月	6月	7月
担当事業所	A 指定居宅介護支援事業所	地域包括支援センター	A 指定居宅介護支援事業所	A 指定居宅介護支援事業所
提供サービス	介護予防支援	介護予防ケアマネジメント	介護予防支援	介護予防支援



◎・・・A 指定居宅介護支援事業所が市へ予防届を提出

●・・・地域包括支援センターが市へ予防届を提出

○居宅介護支援事業所による介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに変更となった場合でも、地域包括支援センターから委託を受けて介護予防ケアマネジメントを引き続き担当することができます。介護予防ケアマネジメントに変更する際には地域包括支援センターにご相談ください。

また、利用者の負担軽減の観点から、指定介護予防支援事業所として要支援者の受け入れを行うにあたっては、利用者の契約において利用者、指定居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの三者において契約を行うことを推奨します。

問い合わせ先：
加東市健康福祉部高齢介護課
地域包括支援センター
TEL 0795-43-0431